

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年12月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(有)後藤建設	後藤 辰男	竹田市大字岩瀬725	大分県知事許可 (般-4)第6775号	全部廃業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 造園工事業 水道施設工事業	令和6年12月16日
(一部廃業)					
(株)真・ルシン	田中 公晴	大分市横尾東町1-1-7	大分県知事許可 (般-6)第13681号	一部廃業 防水工事業	令和6年12月16日